

定 款

一般社団法人 群馬県銀行協会

一般社団法人群馬県銀行協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人群馬県銀行協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資するとともに、銀行利用者及び消費者等の保護並びに利便向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 群馬中央手形交換所の設置、運営
- (3) 銀行とりひき相談所の設置、運営
- (4) 全国銀行個人信用情報センターに係る業務の運営
- (5) 金融犯罪の防止に向けた関係官庁との連携
- (6) 金融並びに経済に関する調査及び研究
- (7) 関係官庁その他に対する建議並びに答申
- (8) 銀行職員の養成教育
- (9) 他の金融機関及び産業界との連絡
- (10) 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- (11) 銀行に関する広報
- (12) その他本協会の目的を達成するため必要と認めた事業

第3章 社員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、群馬県において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第6条 社員となることを希望する者は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(加入金及び経費分担金)

第7条 本協会の社員は、加入金及び経費を分担する義務を負う。

- 2 加入金及び経費分担金の算出基準及び納付方法は、総会において定める。
- 3 既納の加入金及び経費分担金の返還を請求することはできない。
- 4 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た者が加入金を完納したときは、理事は申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

- 2 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、理事は社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(任意退会)

第10条 社員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の同意により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の体面を毀損する行為又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出又は整理のためにする休業
- (2) 群馬中央手形交換所規則第36条に規定した借方交換戻の払込若しくは同第41条に規定した決済資金の不足金の払込をしないとき、又は同第38条、同第39条若しくは同第42条に規定した手形の返還を受け、その代り金を支払わないとき。
- (3) 第5条に定める社員としての要件の欠如
- (4) 破産の宣告
- (5) 解散又は合併による消滅
- (6) 除名
- (7) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (8) 総社員が同意したとき。

(社員資格の承継)

第13条 前条の規定にかかわらず、社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、既に社員であるときを除き、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第3号又は第5号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第3号又は第5号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(社員資格喪失の通知)

第14条 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由及び年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第18条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する役員がこれを代行する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、各社員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使・書面による議決権の行使)

第23条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員又はその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出するものとする。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第25条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上 12名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を専務理事又は常務理事とすることができる。
- 4 専務理事及び常務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、社員の役職員の中から選任する。ただし、理事のうち1名及び監事1名は、社員の役職員以外の者から選任することができる。
- 3 会長及び専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 前項で選定する専務理事若しくは常務理事は、社員の役職員以外の者から選任された理事とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、専務理事又は常務理事は、会長を補佐して業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事若しくは常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、財産の状況又は業務の執行につき不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- 4 前項の報告を行うため必要あるときは総会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、総会において総社員の4分の3以上の同意により解任することができる。

- (1) 本定款に違反したとき。
- (2) 本協会の理事又は監事としてふさわしくない行為をしたとき。

(責任の免除又は限定)

第31条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 3 本協会は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会の決議により決定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事若しくは常務理事の選定及び解職
- (4) その他この定款に別に定める職務

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事は、理事会の決議の目的である事項について提案し、理事の意見を求めることができ、当該提案について理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 加入金及び経費分担金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第41条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて執行することができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第45条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、分配を行うことができない。

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない。

(会計規則)

第47条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第53条 本定款の施行に必要な事項で、本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特則)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の会長(代表理事)等)

- 3 本協会の最初の会長(代表理事)は齋藤一雄とする。また、本協会の最初の専務理事(業務執行理事)は岩崎賢一とする。

昭和41年	5月	6日	制定
昭和55年	2月	18日	改正
昭和58年	6月	8日	改正
平成1年	3月	2日	改正
平成9年	11月	25日	改正
平成15年	9月	16日	改正
平成25年	4月	1日	改正